



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○知事の退職手当支給の特例に関する条例	人 事 課
○知事及び副知事の給与の特例に関する条例	〃
◎ 規 則	
○現業職員の給与に関する規則及び現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課
○長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	医療人材対策室
◎ 教育委員会規則	
○長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則	教育庁総務課
○長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	〃

条 例

知事の退職手当支給の特例に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第19号

知事の退職手当支給の特例に関する条例

知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例（昭和26年長崎県条例第36号）第2条の規定にかかわらず、令和4年3月2日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第20号

知事及び副知事の給与の特例に関する条例

（給料の特例）

第1条 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給料の月額、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号。以下「知事等給与条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条に規定する給料の月額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨

てる。)を減じた額とする。ただし、知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例(昭和26年長崎県条例第36号)第3条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

- (1) 知事 100分の10
 - (2) 副知事 100分の7
- (期末手当の特例)

第2条 特例期間において、知事等に支給する期末手当の額は、知事等給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から、当該額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の廃止)
- 2 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例(平成27年長崎県条例第34号)は、廃止する。

規 則

現業職員の給与に関する規則及び現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第15号

現業職員の給与に関する規則及び現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年長崎県規則第81号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p>

(現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 現業会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年長崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 施行日の前日(以下「基準日」という。)において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム現業会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける給料月額(以下「新給料月額」という。)及びこれに対する地域手当の額に</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 施行日の前日(以下「基準日」という。)において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム現業会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける給料月額(以下「新給料月額」という。)及びこれに対する地域手当の額に</p>

<p>より算出される年取額が基準日における報酬月額により算出される年取額（以下「旧年取額」という。）に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新給料月額のほか、旧年取額を14.40で除して得た額に、次の各号の当該職員に支給される地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合（地域手当が支給されない職員は100分の100）を乗じて得た額から新給料月額を差し引いた額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(7) 略 3及び4 略</p>	<p>より算出される年取額が基準日における報酬月額により算出される年取額（以下「旧年取額」という。）に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新給料月額のほか、旧年取額を14.55で除して得た額に、次の各号の当該職員に支給される地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合（地域手当が支給されない職員は100分の100）を乗じて得た額から新給料月額を差し引いた額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(7) 略 3及び4 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則第19条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び現業職員の給与に関する規則第19条第3項若しくは第4項又は第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる当該期末手当の額の算定にあたり適用された規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 第1条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第19条第1項 127.5分の15
 - (2) 改正前の規則第19条第2項 72.5分の10
- 3 前項に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例については、一般職員の例による。

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第16号

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則（平成17年長崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(貸与の申請)</p> <p>第2条 <u>医学修学資金</u>の貸与を受けようと知事に申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 大学入学後1年を経過しない者については、卒業した高等学校の校長が発行する成績証明書及び推薦書（<u>様式第2号</u>）</p> <p>(3) 大学入学後1年以上を経過している者については、<u>前年度末における学業成績表及び学長又は学部長の推薦書（様式第2号）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>連帯保証人となるべき者の保証書（様式第3号）</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>(貸与の申請)</p> <p>第2条 <u>修学資金等</u>の貸与を受けようと知事に申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>医学修学資金</u></p> <p><u>ア</u> 略</p> <p><u>イ</u> 大学入学後1年を経過しない者については、卒業した高等学校の校長が発行する成績証明書及び推薦書（<u>様式第3号</u>）</p> <p><u>ウ</u> 大学入学後1年以上を経過している者については、<u>当該大学の学長が発行する成績証明書及び学長又は学部長の推薦書（様式第3号）</u></p> <p><u>エ</u> 略</p> <p><u>オ</u> <u>連帯保証人となるべき者の保証書（様式第4号）</u></p> <p><u>カ</u> 略</p> <p>(2) <u>自治医科大学修学資金</u></p> <p><u>ア</u> <u>自治医科大学修学資金貸与申請書（様式第2号）</u></p> <p><u>イ</u> <u>学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）の学長の推薦書（様式第3号）</u></p>

2 条例第11条第2項に規定する必要書類は、前項に規定するすべての書類とする。

(貸与の決定の通知)

第3条 知事は、条例第13条により、医学修学資金の貸与を決定したときは、医学修学資金貸与決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(借用証書)

第4条 前条の規定により医学修学資金の貸与の決定の通知を受けた者は、借用証書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(医学修学資金の貸与)

第5条 略

(連帯保証人)

第6条 条例第12条に規定する連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。この場合において、医学修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人(連帯保証人を1人とするとき、その者)は、その保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。)、成年者であるときは、父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸与の取消及び停止の通知)

第7条 知事は、条例第5条の規定により、医学修学資金の貸与を取り消し、又は停止したときは、医学修学資金取消通知書(様式第6号)又は医学修学資金停止通知書(様式第7号)により医学修学生及び当該申請者に通知するものとする。

(特別の事情により医師として勤務することができなかった期間)

第8条 条例第6条第3項及び第7条第2項の規則で定める特別の事情は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院(医学を履修する課程に限る。)に在学する場合
- (3) 外国の大学又は大学院(医学を履修する課程に限る。)に在学する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める場合

2 前項の規定により医師として勤務することができなかった期間が、同項第1号から第3号までにおいては3年、同項第4号においては知事が別に定める期間を超える場合は、条例第8条第4号に該当するものとみなす。

3 第1項の事情により医師として勤務することができなかった期間を知事に申請する医学修学生等は、勤務停止期間申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

4 知事は、前項の期間を認めたときは、勤務停止期間決定通知書(様式9号)により、当該医学修学生等に通知するものとする。

5 条例第6条第4項及び第7条第3項の規則で定める期間は、第1項第1号に規定する特別の事情により医師として勤務することができなかった期間として知事が認めた期間とする。

ウ 連帯保証人となるべき者の保証書(様式第4号)

エ その他知事が必要と認める書類

2 条例第11条第2項に規定する必要書類は、前項各号に規定するすべての書類とする。ただし、医学修学生にあっては前項第1号イの書類又はウの書類のうち当該大学の学長が発行する成績証明書に代えて前年度末における学業成績表を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定の通知)

第3条 知事は、条例第13条により、修学資金等の貸与を決定したときは、医学修学資金等貸与決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(借用証書)

第4条 前条の規定により修学資金等の貸与の決定の通知を受けた者は、借用証書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(修学資金等の貸与)

第5条 略

2 自治医科大学修学資金は、毎月貸与する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

(連帯保証人)

第6条 条例第12条に規定する連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。この場合において、修学資金等の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。)、成年者であるときは、父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸与の取消及び停止の通知)

第7条 知事は、条例第5条の規定により、修学資金等の貸与を取り消し、又は停止したときは、医学修学資金等取消通知書(様式第7号)又は医学修学資金等停止通知書(様式第8号)により医学修学生等及び当該申請者に通知するものとする。

(返還免除)

第9条 条例第9条の規定により修学資金等の返還(利息を含む。)の免除を受けようとする者は、医学修学資金等返還免除申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第6条第1項又は第7条第1項に該当したとき又は前項の申請をした者に対し修学資金等の返還免除を決定したときは、医学修学資金等返還免除通知書(様式第11号)により当該医学修学生等又は当該申請者に通知するものとする。

(医師として勤務した期間の計算)

第10条 条例第6条から第8条までの医師として勤務した期間を計算する場合には、長崎県病院企業団等又は地域の医療機関等(以下「勤務医療機関」という。)に医師として勤務を始めた日の属する月から、勤務医療機関に医師として勤務しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、勤務医療機関に医師として勤務しなくなった月に再び勤務医療機関に医師として勤務を始めたときは、その月を1月として算入するものとする。

2 前項の規定による医師として勤務した期間を計算する場合において、当該期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をした期間が通算して5年を超えたときは、その超えた月数は、医師として勤務した期間から控除するものとする。

3 第1項の規定による医師として勤務した期間を計算する場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める月数を医師として勤務した期間から控除するものとする。

(1) 当該期間中に休職、停職又は臨床研修(条例第6条第1項第1号の規定により医師として勤務した期間に臨床研修の期間を含む場合を除く。以下この号において同じ。)の期間があるとき 休職、停職又は臨床研修の期間の開始の日の属する月から休職、停職又は臨床研修の期間の終了の日の属する月までの月数。ただし、休職、停職又は臨床研修の期間が終了した月において、再び休職、停職又は臨床研修の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(2) 条例第6条第1項第1号の規定により医師として勤務した期間に臨床研修の期間を含む場合において、当該臨床研修の期間が、医学修学生等の責めによる理由により2年を超えるとき その超える月数

(辺地医療機関等)

第11条 略

2 条例第7条第1項第1号の規則で定める地域の医療機関は、前項に掲げる長崎県病院企業団の病院等、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された市町が設置して

(返還免除)

第8条 条例第9条の規定により修学資金等の返還(利息を含む。)の免除を受けようとする者は、医学修学資金等返還免除申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第6条第1項又は第7条に該当したとき又は前項の申請をした者に対し修学資金等の返還免除を決定したときは、医学修学資金等返還免除通知書(様式第10号)により当該医学修学生等又は当該申請者に通知するものとする。

(在職期間の計算)

第9条 条例第6条から第8条までの在職期間を計算する場合には、長崎県病院企業団等又は地域の医療機関等(以下「勤務医療機関」という。)の職員となった日の属する月から、勤務医療機関の職員でなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、勤務医療機関の職員でなくなった月に再び勤務医療機関の職員となったときは、その月を1月として算入するものとする。

2 前項の規定による在職期間を計算する場合において、当該期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしたときの在職期間の計算については、次の各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務をした月は、その月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。

(2) 前号の規定により算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

(3) 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月とする。

(4) 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該月は在職期間から控除するものとする。

(5) 育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数は、在職期間から控除するものとする。

3 第1項の規定による在職期間を計算する場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める月数を在職期間から控除するものとする。

(1) 当該期間中に休職、停職又は臨床研修(条例第6条第1項第1号の規定により在職した期間に臨床研修の期間を含む場合を除く。以下この号において同じ)の期間があるとき 休職、停職又は臨床研修の期間の開始の日の属する月から休職、停職又は臨床研修の期間の終了の日の属する月までの月数。ただし、休職、停職又は臨床研修の期間が終了した月において、再び休職、停職又は臨床研修の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(2) 条例第6条第1項第1号の規定により在職した期間に臨床研修の期間を含む場合において、当該臨床研修の期間が、医学修学生等の責めによる理由により2年を超えるとき その超える月数

(辺地医療機関等)

第10条 略

2 条例第7条第1号の規則で定める地域の医療機関は、前項に掲げる長崎県病院企業団の病院等、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町が設置して運営する医療機関、及びそ

<p>運営する医療機関及びその他知事が指定する医療機関とする。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第10条第4号の規定により修学資金等の返還(利息を含む。)の支払の猶予を受けようとする者は、医学修学資金等返還猶予申請書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の申請をした者に対し、修学資金等の返還の猶予を決定したときは、医学修学資金等返還猶予通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>第13条及び第14条 略</p> <p>別表(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎県病院 企業団</td> <td>五島中央病院 富江病院 五島中央病院附属診療所 奈留医療センター 上五島病院 対馬病院 上対馬 病院 上五島病院附属診療所有川医療センター 上 五島病院附属診療所奈良尾医療センター 壱岐病院</td> </tr> </table>	略		長崎県病院 企業団	五島中央病院 富江病院 五島中央病院附属診療所 奈留医療センター 上五島病院 対馬病院 上対馬 病院 上五島病院附属診療所有川医療センター 上 五島病院附属診療所奈良尾医療センター 壱岐病院	<p>の他知事が指定する医療機関とする。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 条例第10条第4号の規定により修学資金等の返還(利息を含む。)の支払の猶予を受けようとする者は、医学修学資金等返還猶予申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の申請をした者に対し、修学資金等の返還の猶予を決定したときは、医学修学資金等返還猶予通知書(様式第12号)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>第12条及び第13条 略</p> <p>別表(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎県病院 企業団</td> <td>五島中央病院 富江病院 奈留病院 上五島病院 対馬いづはら病院 中対馬病院 上対馬病院 上五 島病院附属診療所有川医療センター 上五島病院附 属診療所奈良尾医療センター</td> </tr> </table>	略		長崎県病院 企業団	五島中央病院 富江病院 奈留病院 上五島病院 対馬いづはら病院 中対馬病院 上対馬病院 上五 島病院附属診療所有川医療センター 上五島病院附 属診療所奈良尾医療センター
略									
長崎県病院 企業団	五島中央病院 富江病院 五島中央病院附属診療所 奈留医療センター 上五島病院 対馬病院 上対馬 病院 上五島病院附属診療所有川医療センター 上 五島病院附属診療所奈良尾医療センター 壱岐病院								
略									
長崎県病院 企業団	五島中央病院 富江病院 奈留病院 上五島病院 対馬いづはら病院 中対馬病院 上対馬病院 上五 島病院附属診療所有川医療センター 上五島病院附 属診療所奈良尾医療センター								

- 様式第1号中「印」を削る。
- 様式第2号を削る。
- 様式第3号中「(自治医科大学修学資金)」及び「印」を削り、同様式を様式第2号とする。
- 様式第4号中「印」、「(自治医科大学修学資金)」及び(注)を削り、同様式を様式第3号とする。
- 様式第5号中「医学修学資金等貸与決定通知書」を「医学修学資金貸与決定通知書」に改め、「(自治医科大学修学資金)」を削り、同様式を様式第4号とする。
- 様式第6号中「(自治医科大学修学資金)」及び(注)を削り、同様式を様式第5号とする。
- 様式第7号中「長崎県医学修学資金等取消通知書」を「長崎県医学修学資金取消通知書」に改め、「(自治医科大学修学資金)」を削り、同様式を様式第6号とする。
- 様式第8号中「長崎県医学修学資金等取消通知書」を「長崎県医学修学資金取消通知書」に改め、「(自治医科大学修学資金)」を削り、同様式を様式第7号とする。
- 様式第12号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第13号とする。
- 様式第11号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、「印」を削り、同様式を様式第12号とする。
- 様式第10号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を様式第11号とする。
- 様式第9号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、「印」を削り、同様式を様式第10号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第8号 (第8条関係)

長崎県知事 様

年 月 日

決定番号 第 号
住所
氏名

勤務停止期間申請書

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則第8条第3項の規定により、特別の事情により医師として勤務することができなかった期間を申請します。

医師として勤務 することができ なかった期間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由 (特別の事情) ※該当する番号 に○を付ける こと。	1. 育児休業 2. 大学院に在学 3. 外国の大学又は大学院に在学 4. その他 ()

添付書類

1. 育児休業の場合は、育児休業を取得したことを証明する書類
2. 大学院に在学した場合は、当該大学院が発行する在学を証明する書類
3. 外国の大学又は大学院に在学した場合は、当該大学又は大学院が発行する在学を証明する書類
4. その他必要な書類

様式第9号（第8条関係）

年 月 日
様
長崎県知事 印
勤務停止期間決定通知書
長崎県医学修学資金等貸与条例第6条第3項又は第7条第2項の規定により、特別の事情により医師として勤務することができなかつた期間を決定する。
特 別 の 事 情
決 定 期 間
年 月 日から 年 月 日まで

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会規則

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第6号

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則

長崎県教育庁組織規則（昭和48年長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																				
<p>（本庁の分課等）</p> <p>第4条 本庁に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 20%;">課（室）</th> <th style="width: 80%;">係（班）</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>総務助成班 義務教育班 小学校人事班 中学校人事班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育保健課</td> <td>総務管理班 学校体育班 <u>全国高総体準備班</u> 競技力向上対策班 健康教育班</td> </tr> </table> <p>2 略 （分掌）</p> <p>第14条 体育保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>令和6年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。</u></p> <p>（本庁の組織上の職）</p> <p>第20条 次の表の左欄に掲げる組織上の職を同表中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職にある者は、上司の命を受</p>	課（室）	係（班）	略		義務教育課	総務助成班 義務教育班 小学校人事班 中学校人事班	略		体育保健課	総務管理班 学校体育班 <u>全国高総体準備班</u> 競技力向上対策班 健康教育班	<p>（本庁の分課等）</p> <p>第4条 本庁に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 20%;">課（室）</th> <th style="width: 80%;">係（班）</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>総務助成班 義務教育班 <u>学力向上推進班</u> 小学校人事班 中学校人事班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育保健課</td> <td>総務管理班 学校体育班 競技力向上対策班 健康教育班</td> </tr> </table> <p>2 略 （分掌）</p> <p>第14条 体育保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（本庁の組織上の職）</p> <p>第20条 次の表の左欄に掲げる組織上の職を同表中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職にある者は、上司の命を受</p>	課（室）	係（班）	略		義務教育課	総務助成班 義務教育班 <u>学力向上推進班</u> 小学校人事班 中学校人事班	略		体育保健課	総務管理班 学校体育班 競技力向上対策班 健康教育班
課（室）	係（班）																				
略																					
義務教育課	総務助成班 義務教育班 小学校人事班 中学校人事班																				
略																					
体育保健課	総務管理班 学校体育班 <u>全国高総体準備班</u> 競技力向上対策班 健康教育班																				
課（室）	係（班）																				
略																					
義務教育課	総務助成班 義務教育班 <u>学力向上推進班</u> 小学校人事班 中学校人事班																				
略																					
体育保健課	総務管理班 学校体育班 競技力向上対策班 健康教育班																				

<p>け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 33%;">職</th> <th style="width: 33%;">組織</th> <th style="width: 33%;">職務</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>政策監（教育情報化担当）</td> <td>略</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>2 略</p>	職	組織	職務				政策監（教育情報化担当）	略		略			<p>け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 33%;">職</th> <th style="width: 33%;">組織</th> <th style="width: 33%;">職務</th> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>本庁</td> <td>本庁関係職員を指揮監督して特に重要な施策に係る事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>政策監（教育情報化担当）</td> <td>略</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>2 略</p>	職	組織	職務	理事	本庁	本庁関係職員を指揮監督して特に重要な施策に係る事務を掌理する。	政策監（教育情報化担当）	略		略		
職	組織	職務																							
政策監（教育情報化担当）	略																								
略																									
職	組織	職務																							
理事	本庁	本庁関係職員を指揮監督して特に重要な施策に係る事務を掌理する。																							
政策監（教育情報化担当）	略																								
略																									

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる組織上の職を命ぜられている者又は当該組織に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織上の職を命ぜられ、又は当該組織に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
義務教育課 学力向上推進班 参事	義務教育課 義務教育班 参事
同 同	同 同

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第7号

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年長崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 政策監、教育次長、本庁の課長、室長、課に置く室の長、人事管理監、体育指導監、企画監、参事及び地方機関の長を除く教育委員会の事務局職員並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員のうち、教育機関の長を除く職員の人事に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) <u>理事</u>、政策監、教育次長、本庁の課長、室長、課に置く室の長、人事管理監、体育指導監、企画監、参事及び地方機関の長を除く教育委員会の事務局職員並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員のうち、教育機関の長を除く職員の人事に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第8号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係） （ア）高等学校					別表第1（第2条関係） （ア）高等学校				
名称	本校・分校	位置	課程	学科	名称	本校・分校	位置	課程	学科
略					略				
長崎県立島原農業 高等学校		島原市	全日制	農業ビジネス科 食品サイエンス 科 生活創造科	長崎県立島原農業 高等学校		島原市	全日制	農業科学科 園芸科学科 食品科学科 生活福祉科 農業ビジネス科 食品サイエンス 科 生活創造科
略					略				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二二
四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永泰印刷所